

## 令和8年度 教育課程について(届)

立川市立学校管理運営規則第12条及びに基づき、下記のとおりお届けします。

### 1 教育目標

#### (1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基盤に、家庭、地域社会と緊密に連携したネットワーク型の学校経営のもと、学力・体力の向上と特別支援教育の充実を重点課題とし、全ての児童が、未来を築き、生き抜く力を「主体的・対話的で深い学び」を通して身に付けるとともに、持続可能な社会の創り手として、心身共に健康で、知性と感性に富み、人間性豊かに成長することを願い、以下の教育目標を定める。

- よく考え進んで学ぶ子 (知)【学力の向上】
- 自分も友だちも大切に作る子 (徳)【思いやりの心】
- 正しく判断し行動できる子 (徳)【規範意識の醸成】
- 体を鍛え、最後までやりぬく子 (体)【体力の増進】

#### (2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

##### ア「よく考え進んで学ぶ子」を育成するために

- 「立川市民科」を学校経営の中核に位置付け、地域に根ざした探究的な学習等を通して市民性を育むことにより、多様性を尊重し、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成する。
- 児童の主体的・対話的で深い学びを実現するために、児童一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導形態の工夫・改善を行う。また、東京都教育委員会指定の小学校教科担任制等推進校として、教科担任制による児童の学力及び体力の向上を図る。
- 問題解決的な学習過程を重視した授業改善に努め、教員個々の授業力を向上させる。また、各教科等の学習において、一人1台タブレットPCや電子黒板を最大限に活用し、児童の思考力や判断力の育成に取り組む。
- 外国語専科を配置し、ALTとの連携のもと、各学年の指導内容を系統的に実施することで、児童のコミュニケーション能力の向上を図る。
- 読書月間の取組を充実させることにより読書習慣を確立し、自分の考えや思いを豊かに表現できる力を育てる。
- 通常の学級で配慮を要する児童や特別支援学級在籍児童については、個別指導計画や学校生活支援シートを活用しながら基礎的・基本的な学習内容の定着や知識・技能の習得、コミュニケーション能力の向上等を図っていく。

##### イ「自分も友だちも大切に作る子」・「正しく判断し行動できる子」を育成するために

- 今日的な人権課題に対して、人権尊重の精神(生命の尊重・人権の尊重・人格の尊重)を基盤に、自他を尊重し心身ともに健康で豊かな人間性や規範意識の培われた児童を育成する。家庭・地域の協力の下、年間を通して「あいさつ運動」を実施し、相手を思いやる心を育てる。
- 学校いじめ防止基本方針を基に教育相談体制の充実といじめ対策委員会の活用を図り、教職員間の情報共有を徹底することで、いじめやいじめに起因する諸問題、不登校等の未然防止に努める。
- インクルーシブ教育システムの理念の1つである「自立」「共生」の考え方に立ち、特別支援教育の充実を図る。

##### ウ「体を鍛え、最後までやりぬく子」を育成するために

- 体力及び健康の保持・増進に関心を持ち、児童自らがめあてをもって互いに関わり合いながら、意欲的に体力の向上に努める実践的態度の育成を図る。
- 東京都統一体力テストの結果を生かし、児童がすすんで運動に親しめるようにするとともに、「学校2020レガシー」の取組として、他者の尊重や豊かな国際感覚を育て、スポーツに親しみ、知・徳・体の調和のとれた人間の育成を目指す。

##### エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- 学校運営協議会を核にしたコミュニティ・スクールとして、地域の教育力を生かした望ましい教育環境の整備と児童の健全育成に努める。また、地域学校協働本部と緊密に連携し、教科横断的な視点からカリキュラム・マネジメントに取り組むことにより、教育活動の充実を図るとともに、持続可能な社会づくりに向けた教育を進めていく。併せて、教職員の働き方改革を推進する。
- 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校との副籍交流を積極的に実施し、障害に対する相互理解を図り、共に生きる心情と態度を育てる。

## 2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導要領を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

## ア 各教科

- 問題解決的な学習過程を重視し、一人1台タブレット PC や電子黒板を活用しながら授業改善に努めることで、自ら考え自ら学ぶ児童を育成する。
- 中・高学年においては教科担任制を、低学年においては一部に教科担任制や交換授業を取り入れ、全ての学級において質の高い授業実践を行う。また、授業者は、常に主体的・対話的で深い学びの視点で授業内容の振り返りと改善を繰り返すことで、自らの授業力向上を図る。
- 年間指導計画・評価計画および週ごとの指導計画の活用を通して、各教科の内容を効果的に結びつけ、自ら学び自ら考える力を育成し、基礎・基本の確実な定着を図る。
- 指導と評価の一体化を目指し、全国学力・学習状況調査等を踏まえ「授業改善推進プラン」を作成する。PDCA サイクルにより授業を改善し、AI ドリルの活用等を通して確かな学力の育成を図り、指導の効率化と評価の信頼性を高める。
- 東京都統一体力テストの結果と経年変化の分析を基に、一校一取組など等の継続的な実践を通して、健康・体力・運動への意欲の向上と実践的態度を育てる。

## イ 特別の教科 道徳

- 全ての教育活動を通して、思いやりの心や規範意識を育み、互いに温かく接することのできる児童の育成を図る。また、全体計画、年間指導計画の見直しを図り、一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きるための資質・能力を培う。
- 道徳教育推進教師の授業公開等を通して、特別な教科 道徳における基本的な授業展開について校内で共有し、授業の質の向上を図る。
- 道徳授業地区公開講座を通して、道徳教育の重点内容の周知を図り、家庭・地域とともに道徳性を育てていく。

## ウ 外国語活動

- 中学年外国語活動と高学年外国語を専科教員が指導することにより、系統的に言語や文化についての理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や資質・能力を育成する。
- ALT の活用を通して、児童が外国語の発声や基本的な表現に十分に慣れ親しみ、表現力やコミュニケーション能力を育成する。

## エ 総合的な学習の時間

- 各教科で身につけた基礎・基本の力を基に、自ら「課題を見つけ、解決する力」、適切に「人と関わる力」、自分の考えや思いを「表現する力」等、情報機器を効果的に活用して、総合的な学習の時間が求める資質や能力が身につくよう、学習過程の工夫・改善を図る。

## オ 特別活動

- キャリア教育の要として、望ましい集団活動を通して、児童一人一人が役割を果たし、達成感や自己有用感を感じるとともに、他者を思いやり、協力して自らの生活を充実させる態度の育成に努める。
- 学校行事においては、ねらいを明確にし、効果的な時期を考慮しながら計画的に実施する。また、行事の指導過程を重視し、協力しながら最後まで実践する態度や互いのよさを認め合える児童の育成に努める。

## カ 立川市民科

- 立川市の歴史、文化、くらし等、児童の発達段階に応じた教材を、教科横断的かつ、探究的に学習することで、多様性を尊重し、郷土立川市への愛着を育むと共に、地域への帰属意識を高める。
- 地域学校コーディネーターと緊密に連携しながら各学年の授業に地域人材や地域教材を積極的に活用し、立川市民科の充実を図る。

## キ その他

- 特別支援学級における自立活動では、教育活動全体を通じて、一人一人に応じた言語、運動等の指導を行うとともに、手指の巧緻性及び遂行能力を高め、身辺処理や学習課題に取り組む能力の向上を図る。
- 特別支援学級における各教科を合わせた指導では、宿泊学習や校外学習、社会科見学等の学習を、年間指導計画に基づき生活単元学習と合わせて行う。計画・準備・実行・反省等の活動を通して、知識・技能を活用する能力や態度を育てる。

## (2) 特色ある教育活動

- 「学校 2020 レガシー」の取組として、地域のアスリート等との交流を通して、他者の尊重や豊かな国際感覚を育てるとともに、スポーツに親しみ、調和のとれた人間の育成を目指す。
- 円滑な学びの継続を重視し、中学校区全体で幼保小連携と小中連携の充実を図る。幼保小連携では、近隣の幼稚園・保育園の年長児を学校に招き、1・5年生児童が学校の様子を紹介する。また、小中連携では、6年生が中学校へ行き授業を体験する。
- 自分の考えや思いを豊かに表現できる力を育てるために、学校図書館支援指導員を効果的に活用し、学校図書館の環境の充実を図る。また、読書月間、保護者や地域協力者、地域図書館と連携した読み聞かせやアニメーション、たちかわ電子図書館の利用等の多様な読書活動を通して、図書に触れる機会を確保することにより、思考力や表現力を養う。
- 安全教育の充実を図るために、市役所関係各課、地域の自治会、消防署、地域住民、及び保護者が参加する「地域合同防災訓練」を実施する。また、東京防災及び「防災ノート～災害と安全～」を活用し、年間を通じた防災教育を実施することで、災害に対する意識を高める。
- 「食育」に関する指導では食と栄養、生産物、労働等との関係を学ぶとともに、全体計画を作成し意図的・計画的に行う。また、学校・学年だより、保健だより、給食だより等を通じて、保護者や地域と食に関する情報の交流を図る。
- 学校環境整備ボランティアのビオラの会等、家庭・地域と連携した活動を通じ、環境やエネルギー問題を体験的に学び、地球環境に対する関心を高める。

## (3) 生活指導

- 児童があたたかな人間関係を築き明るく楽しい学校生活が送れるよう、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応に向け、生活指導終礼や生活指導全体会、学校いじめ対策委員会を実施し、全教職員の情報共有や共通理解を徹底する。また、特別の教科 道徳を含めた全ての教育活動において、特に命の尊さを教えたり、SOS の出し方に関する教育を行ったりしながら、自らの命や体を大切にすることを育てる。
- 安全教育プログラムを活用し、避難訓練、不審者対応避難訓練、セーフティ教室、薬物乱用防止教室、自転車安全教室、安全指導、地域合同防災訓練等様々な場や状況を想定した年間指導計画をもとに、危険を予測し、回避する行動が取れるよう、安全教育を進める。

## (4) 特別な配慮を必要とする児童への指導

- 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任を中心に校内推進委員会を機能的に運営し、特別支援教育を推進する。一人一人の特性や障害に関する理解を深め、どの学級でも生かせる具体的支援について共通理解を図りながら、学習環境や言語環境を整えるユニバーサルデザイン化を進める。また、校内の人的支援も効果的に活用し、個別のニーズに応じた支援の充実を図る。
- 不登校児童の学校復帰に向け、校内の組織的対応の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターとの連携を進める。また、フリースクール等に登校している児童の学習状況等を在籍校とフリースクール等で情報共有し、個に応じた指導を進める一助とする。
- 全教員が特別支援学級在籍児童を含めて特別な配慮を要する児童の特性と支援方法を共通理解して、指導の充実を図る。
- 学童保育所や放課後等デイサービス、かかりつけ病院、フリースクール等の外部機関と連携し、個に応じた指導を進める一助とする。

## (5) 進路指導

- 日常の指導で児童一人一人の個性や能力に対する理解を深める。さらに、立川夢・未来ノートを活用しながら個性の伸長を図る。特に6年生においては、円滑な中学校への接続を視野に入れ、中学校と連携しながら進路指導を進める。